

砂川市規則第7号
令和8年3月31日

砂川市乳児等通園支援事業実施規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市乳児等通園支援事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項及び砂川市子育て支援センター条例（平成19年条例第2号。以下「条例」という。）第4条第3号に規定する乳児等通園支援事業（以下「通園支援事業」という。）を砂川市子育て支援センター（以下「支援センター」という。）において実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童及び利用定員)

第2条 条例第5条第3号に規定する通園支援事業の対象となる乳幼児（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる施設のいずれにも在籍していない0歳児（生後6か月から1歳未満の乳児をいう。）、1歳児及び2歳児とする。この場合において、対象児童の年齢は、利用日現在の年齢とする。

- (1) 法第39条に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設であって、法第34条の15第2項の認可を受けた地域型保育事業所
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む企業主導型保育施設

2 前項に規定する対象児童ごとの利用定員（同一の時間帯において同時に利用できる人数をいう。）は、別表第1のとおりとする。ただし、利用の申込状況や職員の配置状況など（以下「申込状況等」という。）に応じ、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(実施場所)

第3条 通園支援事業は、砂川市地域交流センターの多目的ルームにおいて実施する。ただし、申込状況等に応じ、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間等)

第4条 通園支援事業を利用できる時間は、午前9時から午前12時まで及び午後2時から午後5時までとする。ただし、申込状況等に応じ、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 通園支援事業は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）を単位に利用できるものとし、対象児童1人につき、1か月当たり10時間を限度とする。
- 3 通園支援事業は、支援センターを開所する日（条例第9条第2項に規定する支援センターの休所日を除いた日をいう。）に実施する。

(実施方法等)

第5条 通園支援事業は、砂川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第1号）第21条第2項に規定する一般型乳児等通園支援事業として実施し、同条例及び砂川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第2号）を遵守の

上、運営するものとする。

(こども誰でも通園制度総合支援システムの利用手続等)

第6条 通園支援事業を利用しようとする保護者は、こども家庭庁が整備するこども誰でも通園制度総合支援システム(以下「支援システム」という。)により利用申込み等を行うものとする。

- 2 前項の保護者は、支援システムによる利用申込みに当たり必要となる支給認定証(以下「認定証」という。)を取得するため、利用申込みを行う前に、原則として電子情報処理組織を使用する方法により、市長に認定証の発行申請を行わなければならない。
- 3 前項の規定による認定証の発行申請があったときは、市長は、当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)の対象児童に係る利用要件(第2条第1項に規定する要件をいう。以下同じ。)を確認し、利用に係る支給認定をしたときは、当該申請者を支援システムに登録するものとする。
- 4 第2項の認定証は、前項の規定による支援システムの登録をもって発行されたものとみなす。

(事前の面談)

第7条 市長は、認定証が発行され、初めて通園支援事業の利用を申し込む対象児童及びその保護者に対し、心身の状況並びに当該児童の養育環境を把握するため、当該児童及びその保護者を対象とした面談(以下「事前面談」という。)を実施する。

- 2 事前面談は、原則として当該保護者が支援システムによる日程の予約を行った後、支援センターにおいて実施する。

(利用日の仮予約及び決定)

第8条 市長は、事前面談を通じて、通園支援事業に係る当該児童の利用の可否を判断するとともに、当該保護者に対し、その結果を伝達する。

- 2 前項の結果、通園支援事業の利用が認められた保護者は、利用を希望する日(以下「利用希望日」という。)の申込みに当たり、原則として利用希望日の30日前から前日の正午までに、支援システムにより仮予約を行うものとする。
- 3 市長は、前項の仮予約があったときは、利用希望日における利用の可否を支援システムにより決定し、当該保護者に対して支援システムにより通知する。

(利用の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の決定を取り消すことができる。

- (1) 対象児童が利用要件を満たさなくなったとき。
- (2) やむを得ない事由により、通園支援事業を実施することが困難と認められるとき。
- (3) 虚偽の申込み又は不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(変更及び辞退)

第10条 第8条第3項の通知を受けた保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに支援システムにより届け出なければならない。

- (1) 利用の申込み内容に変更が生じたとき。
- (2) 利用の決定を受けた対象児童が利用要件を満たさなくなったとき。
- (3) 通園支援事業の利用を辞退しようとするとき。

(負担金等)

第11条 通園支援事業の利用者が負担する負担金（条例第8条第2項に規定する負担金をいう。以下同じ。）は、対象児童1人につき、1時間当たり300円とする。

2 第8条第3項の通知を受けた保護者は、原則として負担金を利用日ごとに支援センターへ納入するものとする。

3 市長は、条例第8条第3項に基づき、別表第2に定めるとおり負担金を減免することができる。ただし、通園支援事業の対象児童が市外に住所を有する場合は、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	0歳児	1歳児	2歳児
利用定員	2人	3人	3人

別表第2（第11条関係）

負担金の減免を認める事由	負担金の減免額 (1時間当たり)
生活保護世帯	300円
当該年度の市町村民税が非課税の世帯	240円
当該年度の市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯	210円
要保護児童のいる世帯等で市長が認める世帯	150円
上記以外の事由で市長が負担金の減免を認める世帯	市長が定める額

備考

- 4月から8月までの間におけるこの表の適用については、「当該年度の市町村民税」とあるのは「前年度の市町村民税」とする。
- 要保護児童とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に基づき市が設置する砂川市要保護対策地域協議会において支援が必要と認められた児童をいう。